

様式 2

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 多様な選択を可能にする能力開発・生涯学習施策について

(施策名) 2. 女性のライフステージごとのニーズに即した能力開発・生涯学習施策

1 主な施策の取組状況及び評価

男女共同参画推進連携会議では、男女共同参画の推進において政府と関連団体の情報交換をより一層密にするなどネットワークの充実・強化を図るため、平成 20 年年初、当時の企画委員が自主的に 4 つの小委員会を設置し、任期中に活動を行った。そのうちの 1 つである「啓発活動小委員会」では、「組織・企業トップの意識改革」のために企業・団体を対象とした国・地方公共団体の男女共同参画に関する表彰（※）一覧を内閣府 HP に掲載し、どの企業がどの表彰を受けているかが一覧できるようにした。これにより国や地方公共団体、及び企業や団体の長期にわたる取り組みの一環として情報提供を行うことができた。

また、同小委員会では、企業トップへの働きかけとして表彰受賞状況等から内閣府特命担当大臣（男女共同参画）と企業のトップとの懇談会（平成 20 年 7 月 2 日：大臣と 14 社の企業トップとの朝食懇談会）を実施し、参加企業のトップの意識付けができた。

（※）男女共同参画関連

- ①女性の活用：採用比率の拡大、職域の拡大、管理職登用等
- ②仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進：両立支援、男女ともに働きやすい職場環境作り、子育て支援等

2 今後の方向性、検討課題等

男女共同参画推進連携会議等を通して、今後、検討すべき課題等は以下のとおり（予定）。

- ① 企業・団体を対象とした国・地方公共団体の表彰に関する継続的な情報提供
・HP に掲載している企業表彰情報の更新
- ② 企業等のトップを対象とした懇談会等の継続的な実施
- ③ 女性登用等の専任組織のある企業を中心に企業担当者への情報提供

3 参考データ、関連政策評価等

様式 2

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 多様な選択を可能にする能力開発・生涯学習施策について

(施策名) 4. 施策を取り巻く制度・環境の整備

1 主な施策の取組状況及び評価

①「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート 2009 ～日本の『働き方』が変わりはじめた。変えるのは、今。～」のとりまとめ

平成 21 年 8 月、仕事と生活の調和連携推進・評価部会（※ 1）及び仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議（※ 2）の連名で、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート 2009」をとりまとめた。

本レポートは、今後も毎年、仕事と生活の調和の実現の状況を定点観測していく上での出発点に当たるもので、企業と働く者、国民、国、地方公共団体の各主体における、「憲章」及び「行動指針」策定以降の取組を今後の展開を含めて紹介するとともに、仕事と生活の調和の実現状況の把握をした上で、今後に向けた課題を洗い出し、重点的に取り組むべき事項を提示している。

なお、連携推進・評価部会及び関係省庁連携推進会議では、今後も仕事と生活の調和の実現に向け、「憲章」及び「行動指針」に基づき、現場の声を踏まえつつ、その点検・評価を行うこととしている。

※ 1 企業・労働組合・地方公共団体の代表及び有識者で構成。平成 20 年 4 月に設置。

※ 2 内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省で構成。

②「パパの育児休業体験記」の公表

「育児休業を取得したい」「仕事と同様に家庭でもしっかりと役割を果たしたい」と考えている男性を後押しするとともに、そういった男性を取り巻く職場や家庭の意識を変えていくことを目的として、育児休業を取得した又は取得中の男性から、育児休業にまつわる体験記を募集し、「パパの育児休業体験記」としてとりまとめ。全国の助産院等に配布。（平成 20 年 12 月公表）

③「カエル！ ジャパン」キャンペーンの推進

平成 20 年 1 月、仕事と生活の調和を推進していくため、政労使、都道府県がパートナーとして密接に連携・協同するためのネットワークを支える中核的組織として、内閣府に「仕事と生活の調和推進室」が設置され、「憲章」及び「行動指針」に基づく取組を進めてきたところ。

推進室では、平成 20 年をいわば「仕事と生活の調和元年」と位置づけ、個々の取組の支援とそのネットワークの構築を推進するとともに、「憲章」と「行動指針」の普及促進及び社会全体の取組を推進するため、ポータルサイトの開設や連続シンポジウムの開催などを、「国民運動」の一環として展開してきた。

この国民運動を一層効果的に推進するため、「カエル！ ジャパン」というキーワードの下、シンボルマーク・キャッチフレーズを作成し、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」普及啓発の集中キャンペーンを実施、国民の取組への気運の醸成を図っている。

④「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定

平成 19 年 12 月、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が、経済界、労働界、地方公共団体の代表者、有識者、関係閣僚により構成される「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」（座長は官房長官）において策定された。

「憲章」：仕事と生活の調和が実現した社会の 3 つの姿として「就労による経済的自立が可能な社会」、「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」、「多様な働き方・生き方が選択できる社会」を提示

様式 2

「行動指針」：仕事と生活の調和の実現に向けた企業・働く者、国民、国、地方公共団体それぞれの取組を明らかにするとともに、2017 年（平成 29 年）までの数値目標を提示

2 今後の方向性、検討課題等

レポートでは当面重点的に取り組むべき事項として、

- ・仕事と生活の調和の取組に必要なノウハウ・好事例の効果的提供
- ・仕事の進め方の効率化の促進
- ・男性の仕事と子育ての両立に関する意識改革 等を掲げている。

引き続き、「憲章」「行動指針」に基づき、仕事と生活の調和実現に向け取り組んでいく。

3 参考データ、関連政策評価等

「行動指針」では、仕事と生活の調和実現に向けた数値目標の設定や「仕事と生活の調和」実現度指標の活用により、仕事と生活の調和した社会の実現に向けた全体としての進捗状況を把握・評価し、政策への反映を図ることとしている（数値目標は、政策によって一定の影響を及ぼすことのできる 14 項目について設定）。

数値目標一覧

		数値目標設定指標	行動指針策定時 (2007 年)	現状	5 年後 (2012 年)	10 年後 (2017 年)
Ⅰ な社会 就労による経済的自立が可能	①	就業率	25～34 歳男性	90.3%(2006)	90.6%(2008)	93～94%
		(Ⅱ、Ⅲにも関わるものである)	25～44 歳女性	64.9%(2006)	65.8%(2008)	67～70%
			60～64 歳男女計	52.6%(2006)	57.2%(2008)	56～57%
			65～69 歳男女計	34.6%(2006)	36.2%(2008)	37%
	②	時間当たり労働生産性の伸び率（Ⅱ、Ⅲにも関わるものである）	1.6%(1996～2005 年度の 10 年間平均)	-0.5% (2008 年度)	2.4%(5 割増) (2011 年度)	—
Ⅱ 保 活 の 健 康 で 豊 か な 生 活 の た め の 時 間 が 確 保 で き る 社 会	③	フリーターの数	187 万人(2006) (平成 15 年にピークの 217 万人)	170 万人(2008)	ピーク時の 3/4 に 減少 (162.8 万人以下)	ピーク時の 2/3 に 減少 (144.7 万人以下)
	④	労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	41.5%(2007)	46.2%(2008)	60%	全ての企業で実施
	⑤	週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合	10.8%(2006)	10.0%(2008)	2 割減	半減
	⑥	年次有給休暇取得率	46.6%(2006)	47.7%(2007)	60%	完全取得
	⑦	メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所割合	23.5%(2002)	33.6%(2007)	50%	80%
Ⅲ 多 様 な 働 き 方 ・ 生 き 方 が 選 択 で き る 社 会	⑧	テレワーカー比率	10.4%(2005)	15.2%(2008)	20% (2010 年まで)	—
	⑨	短時間勤務を選択できる事業所の割合 (短時間正社員制度等)	(参考)8.6%以下(2005)	—	10%	25%
	⑩	自己啓発を行っている労働者の割合	正社員	46.2%(2005)	58.1%(2007)	60%
			非正社員	23.4%(2005)	37.3%(2007)	40%
	⑪	第 1 子出産前後の女性の継続就業率	38.0%(2000～2004)	—	45%	55%
	⑫	保育等の子育てサービスを提供している割合	保育サービス (3 歳未満児)	20.3%(2007)	21.0%(2008)	29%
			放課後児童クラブ (小学 1 年～3 年)	19.0%(2007)	20.2%(2008)	40%
	⑬	男女の育児休業取得率	女性	72.3%(2005)	90.6%(2008)	80%

様式 2

		男性	0.50%(2005)	1.23%(2008)	5%	10%
	⑭	6 歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事 関連時間	1 日当たり 60 分(2006)	—	1 時間 45 分	2 時間 30 分

※赤色の項目は改善、青色は悪化、黄色は更新できないもの。